○農林水産省令第六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）を実施するため、漁船損害等補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

漁船損害等補償法施行規則の一部を改正する省令

漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（資金の運用） **第六条**　（略） ２　（略） ３　第一項各号に掲げる方法による運用により生ずる収益は、法第百六条に規定する準備金又は第十九条の四に規定する特別準備金に繰り入れることができるほか、農林水産大臣の承認を得て、次に掲げる費用に充てることができる。 一　組合の事務費 二　組合の行う漁船保険事業等（法第二条第一号に規定する漁船保険事業等をいう。以下同じ。）の健全な発達を図るために必要な事業その他漁業経営の安定に資する事業に要する費用 **第十九条の四の二**　組合は、毎事業年度末における準備金の額が第十九条の三に規定する積み立てるべき準備金の額に満たない場合は、法第百二条の規定により設ける各会計ごとに、特別準備金を取り崩し、当該会計の準備金に繰り入れなければならない。 **第十九条の五**　組合は、次に掲げる場合には、特別準備金を取り崩すことができる。 一　法第百二条の規定により設ける各会計ごとに準備金を不足金の補塡に充てなお不足金を生ずる場合において、定款で定めるところにより、当該不足金の補塡に充てる場合 二　漁船保険事業等の実施に必要なシステムの整備その他の組合の事務費に充てる場合 三　組合の行う漁船保険事業等の健全な発達を図るために必要な事業その他漁業経営の安定に資する事業に要する費用の支払に充てる場合 ２　（略） ３　第一項第二号又は第三号に掲げる場合において特別準備金を取り崩すときは、総会又は総代会の議決を経てしなければならない。 ４　第一項第二号又は第三号に掲げる場合において特別準備金を取り崩そうとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。	（資金の運用） **第六条**　（略） ２　（略） （新設） （新設） **第十九条の五**　組合は、次に掲げる場合には、定款で定めるところにより、特別準備金を取り崩すことができる。 一　法第百二条の規定により設ける各会計ごとに準備金を不足金の補塡に充てなお不足金を生ずる場合において当該不足金の補塡に充てる場合 （新設） 二　組合の行う漁船保険事業等（法第二条第一号に規定する漁船保険事業等をいう。）の健全な発達を図るために必要なものとして定款で定める事業に要する費用の支払に充てる場合 ２　（略） ３　第一項第二号に掲げる場合において特別準備金を取り崩すときは、総会又は総代会の議決を経てしなければならない。 （新設）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）及び老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第三百八十八号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年一月三十日

国土交通大臣　金子　恭之